キトーレバーブロック®
定期点検基準マニュアル(L5 形)

1.点検のすすめ

⚠危険 **点検は安全の第一歩。日常点検・定期点検を励行しましょう。**
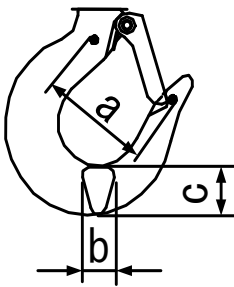
- 日常点検については、取扱説明書を参照してください。
- この定期点検基準は、月例点検と年次点検項目で構成されています。
- 点検項目は、標準的使用環境・条件を前提として構成されております。特殊環境・条件下でのご使用の場合、別途キトーまでお問い合わせください。
- 年次点検は、分解・組立をともないます。別冊分解組立マニュアルを参照し、正しく作業してください。
- 定期点検は、専任の保守管理者が行うかキトーにご相談ください。(又は巻末のキトーサービスネットワークの中から、お近くのサービスショップにご相談いただいても結構です)
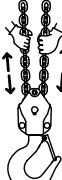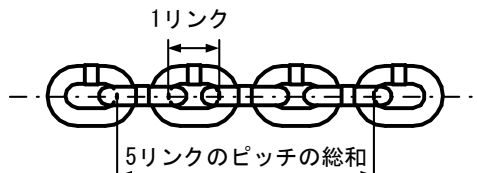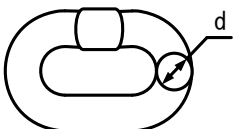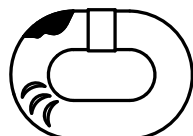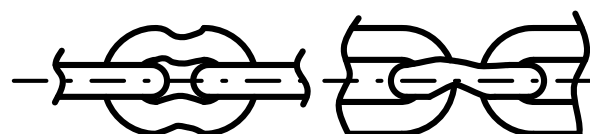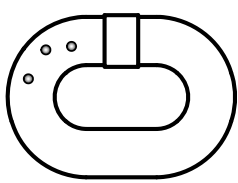
2.点検基準
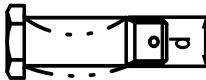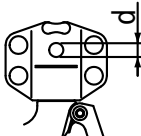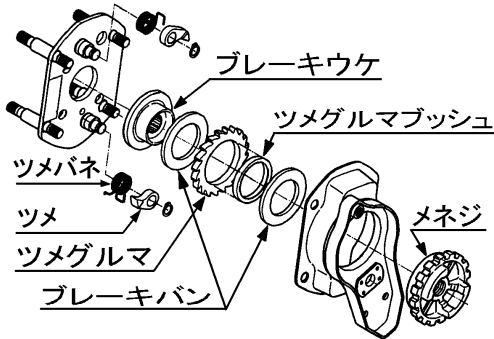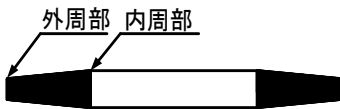
⚠危険 **使用限界または判定基準を超えた部品は使ってはいけません。また、交換・修理する時は、キトー純正部品以外を使用してはいけません。**
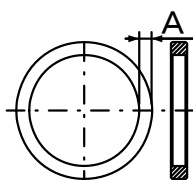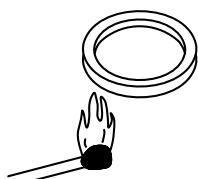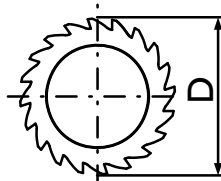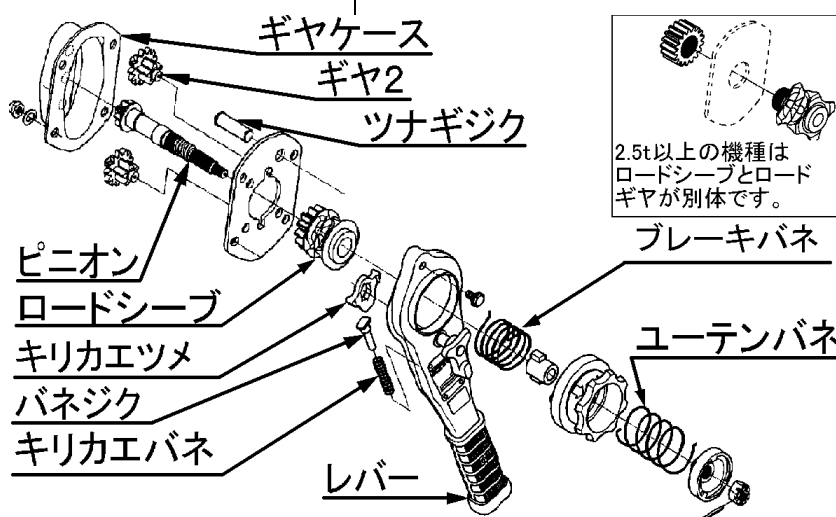
項目	点検方法	使用限界及び判定基準	対処方法
月例点検	ー設置された状態または作業台上で点検ー	⚠危険 **日常点検項目に加えて下記項目をチェックしてください。**	
1. 機能	ー軽荷重をつった状態で、巻上下操作ー		
①巻上げ	キリカエツマミを“UP”に合わせた状態で、20～30cm 巻上げ操作を行う。	・ 巻上げ時も、レバーを戻す時も「カチカチ」と鳴ること。	正常に組み立てられているか、部品に異常がないか分解して点検する。
②巻下げ	キリカエツマミを“DN”に合わせた状態で、20～30cm 巻下げ操作を行う。	・ 巻下げ時には、音がしないこと。 ・ レバーを戻す時には「カチカチ」と鳴ること。	同上
③異常音		・ 音が弱くなったり、不規則な音になっていないこと。	同上
④手動力		・ 手動力が異常に重くないこと。	同上
⑤ブレーキ	30kg	・ブレーキの滑りがないこと。	同上
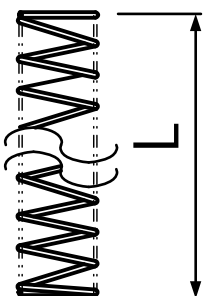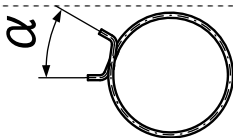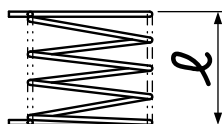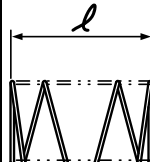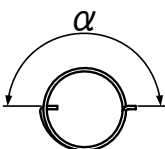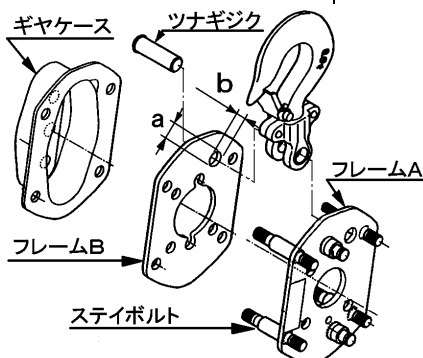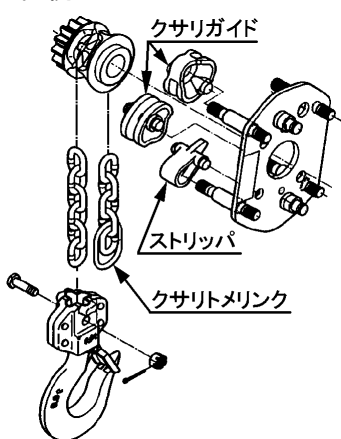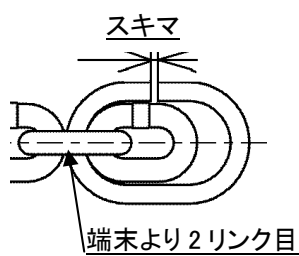
項　目	点 検 方 法	使 用 限 界 及 び 判 定 基 準	対 処 方 法
2. 上下フック	ー目視＆ノギス測定ー	⚠注意 **購入時、寸法a、b、cを測定し、その値を下表に記録して、点検時の基準値としてください。**	
①口の開き		(下表参照)	フックを交換する。
②摩耗		・ 記入忘れ等の参考値として、公称値を下表に示します。ただし、フックは鍛造熱処理品のため、これらは参考値となります。	
③変形・キズ		・目視でねじれ等変形が明らかなものは使用限界です。 ・シャンク部が片べりしていないこと。 ・深い切り込みキズ等がないこと。 ・リベット・ボルト・ナット等がゆるんだり、脱落していないこと。 ・ スパッタ等異物が付着していないこと。	フックを交換する。
④フックの動き		・軽く回ること。	フックを交換する。
⑤フックラッチ		・フック先端の内側にしっかりと接していること。 ・スムーズに動くこと。 ⚠危険 **フックラッチの外れたフックは使ってはいけません。**	フックラッチを交換する。

基準値(mm)	限 界 値
a寸法＝	基準値を超えないこと
b寸法＝	5%以上の摩耗
c寸法＝	5%以上の摩耗

定格荷重 (t)	a寸法(mm)	b寸法(mm)		c寸法(mm)	
	基準(公称値)	基準	限界	基準	限界
0.8	実測値(44)	14.0	13.3	19.6	18.6
1.0	実測値(52)	15.0	14.3	21.0	20.0
1.6	実測値(55)	19.0	18.1	25.7	24.4
2.5	実測値(63)	21.0	20.0	29.0	27.6
3.2	実測値(67)	24.5	23.3	31.0	29.5
6.3	実測値(90)	34.0	32.3	41.0	39.0
9	実測値(111)	41.5	39.4	52.0	49.4

項　目	点　検　方　法	使　用　限　界　及　び　判　定　基　準	対　処　方　法
⑥アイドルシーブの動き	ー手で動かしてみるー	⚠注意　**指を挟まないように注意してください。** ・滑らかに回転すること。 ※アイドルシーブやジククミの摩耗・変形があると、滑らかな回転ができません。	アイドルシーブ並びにジククミを交換する。
⑦アイドルシーブの摩耗＆キズ	ポケット	・ポケット部に乗り上げキズや摩耗がないこと。	アイドルシーブ並びにジククミを交換する。
3. ロードチェーン	ー目視＆ノギス測定ー	⚠注意　**特にシーブと噛み合う部分を念入りにチェックしてください。**	
①摩耗	1リンク 5リンクのピッチの総和 d	⚠注意　**ロードチェーンの摩耗が確認されたら、ロードシーブの摩耗、キズも点検してください。**	ロードチェーンを交換する。 7項参照

定格荷重(t)	5リンクのピッチの和 mm		線径(d)mm	
	基　準	限　界	公称線径	限界
0.8・1.0	79.0	81.3	5.6	5.1
1.6	100.0	102.9	7.1	6.4
2.5	124.0	127.6	8.8	7.9
3.2・6.3・9	141.0	145.1	10.0	9.0

項　目	点　検　方　法	使　用　限　界　及　び　判　定　基　準	対　処　方　法
②腐食（錆）		・著しい腐食（錆）がないこと。 ⚠注意　**ロードチェーンには潤滑油をつけてください。**	ロードチェーンを交換する。
③変形＆キズ		・ねじれなどの変形がないこと。 ・深い切り込みキズ、圧痕のないこと。 ⚠注意　**使用方法が誤っています。取扱説明書の禁止事項を守り、正しい作業方法でお使いください。**	ロードチェーンを交換する。
④スパッタの付着		・スパッタ等の付着がないこと。 ⚠注意　**溶接等の火花が製品に付着しないようにしてください。**	ロードチェーンを交換する。

項　目	点　検　方　法	使　用　限　界　及　び　判　定　基　準	対　処　方　法
年次点検	ー分解のうえ、各部分の詳細チェックー	⚠注意 **月例点検項目に加えて下記項目をチェックしてください。**	
4. クサリピン	ー目視＆ノギス測定ー		
①変形		・目視で明らかに変形が判定できるものは使用限界です。 ・ねじ部にキズ・変形のないこと。	クサリピンを交換する。
②摩耗	（d 寸法を測定）	（下表）	クサリピンを交換する。

定格荷重(t)	クサリピン直径(d)mm	
	基　準	限　界
0.8・1.0	6.8	6.5
1.6	8.7	8.3
2.5	10.8	10.3
3.2・6.3・9	12.1	11.5

項　目	点　検　方　法	使　用　限　界　及　び　判　定　基　準	対　処　方　法
③腐食（錆）		・著しい腐食（錆）のないこと。	クサリピンを交換する。
④上下カナグ結合用穴の変形	ーノギス測定ー ウエ・シタカナグのツナギジク部又はクサリピン部の穴径を測定。 長穴状の場合は、最大寸法方向を測定。	（下表）	フック一式を交換する。

部位 ＼ 定格荷重(t)	穴径 (d)mm			
	クサリピン部		ツナギジク部	
	基準	限界	基準	限界
0.8・1.0	7.1	7.6	12.2	12.7
1.6	8.9	9.4	12.2	12.7
2.5	11.0	11.5	14.2	14.7
3.2	12.3	12.8	16.2	16.7
6.3・9	12.3	12.8	16.4	16.9

項　目	点　検　方　法	使　用　限　界　及　び　判　定　基　準	対　処　方　法
5. ブレーキ機構	ー目視＆ノギス測定ー	⚠危険 **乾式ブレーキです。油はつけないでください。**	
①制動面の摩耗＆キズ		・ブレーキウケ・ブレーキバン・ツメグルマ・メネジ等の制動面に、異物による引っ掻きキズや、えぐったようなキズがないこと。 ・上記部品の制動面は、ツールマークが消え光沢を帯びる程に摩耗していないこと。	キズのある部品を交換する。
②ブレーキバンの摩耗・割れ	（ストレートゲージをあててみる） 外周部　内周部	・厚さが均一であること。外周側が内周側より薄いものは使用限界。	ブレーキバンを交換する。

定格荷重(t)	ブレーキバン厚さ（mm）	
	基　準	限　界
全定格荷重	3.5	3.0

ブレーキバンに割れ・き裂の無いこと。

<table>
<tr><th>項　目</th><th>点 検 方 法</th><th>使 用 限 界 及 び 判 定 基 準</th><th>対 処 方 法</th></tr>
<tr><td>③ツメグルマブッシュの摩耗</td><td>A</td><td>・円周方向の厚さが均一であること。
<table><tr><td rowspan="2">定格荷重(t)</td><td colspan="2">A寸法(mm)</td></tr><tr><td>基　準</td><td>限　界</td></tr><tr><td>全定格荷重</td><td>4.0</td><td>3.0</td></tr></table></td><td>ツメグルマブッシュを交換する。</td></tr>
<tr><td>④ツメグルマブッシュの含油</td><td>（マッチ等の炎を軽くあてる）</td><td>・充分含油していること。
（熱で油が表面ににじみ出る程度。）
⚠注意　交換、組立を行う時は１日タービン油に漬け込んでから、使用してください。</td><td>ツメグルマブッシュを１日タービン油に漬け込み含油する。</td></tr>
<tr><td>⑤ツメグルマの摩耗</td><td>D</td><td><table><tr><td rowspan="2">定格荷重(t)</td><td colspan="2">D寸法(mm)</td></tr><tr><td>基　準</td><td>限　界</td></tr><tr><td>0.8・1.0</td><td rowspan="3">64</td><td rowspan="3">61</td></tr><tr><td>1.6</td></tr><tr><td>2.5</td></tr><tr><td>3.2・6.3・9</td><td>74</td><td>71</td></tr></table></td><td>ツメグルマを交換する。</td></tr>
<tr><td>⑥ツメの摩耗</td><td>摩耗</td><td>・ツメの先端が段のつくほど摩耗していないこと。</td><td>ツメを交換する。</td></tr>
<tr><td>⑦ツメバネの変形・キズ</td><td></td><td>・変形・キズのないこと。</td><td>ツメバネを交換する。</td></tr>
<tr><td>⑧メネジの変形</td><td></td><td>・外周の歯が著しく変形していないこと。</td><td>メネジを交換する。</td></tr>
<tr><td>⑨腐食（錆）</td><td></td><td>・各部品に著しい腐食のないこと。</td><td>腐食した部品を交換する。</td></tr>
<tr><td>6. 巻上げ機構</td><td colspan="2">－目視－
ギヤケース
ギヤ2
ツナギジク
2.5t以上の機種はロードシーブとロードギヤが別体です。
ブレーキバネ
ピニオン
ロードシーブ
キリカエツメ
バネジク
キリカエバネ
ユーテンバネ
レバー</td><td></td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>項　目</th><th>点検方法</th><th>使用限界及び判定基準</th><th>対処方法</th></tr>
<tr><td>①ロードシーブの摩耗･キズ</td><td></td><td>・シーブポケットの摩耗や、山部への乗り上げキズのないこと。</td><td>ロードシーブを交換する。</td></tr>
<tr><td>②ギヤ歯部の摩耗･キズ</td><td></td><td>・歯欠け、歯の段つき摩耗、キズ等がないこと。</td><td>ギヤを交換する。</td></tr>
<tr><td>③ピニオンの変形</td><td></td><td>・曲り等の変形が認められたものは使用限界。</td><td>ピニオンを交換する。</td></tr>
<tr><td>④レバーの変形</td><td></td><td>・緊定、カシメにガタがないこと。
・曲り、割れ等のないこと。</td><td>レバーを交換する。</td></tr>
<tr><td>⑤キリカエツメの摩耗</td><td></td><td>・歯に段がつくほど摩耗していないこと。</td><td>キリカエツメを交換する。</td></tr>
<tr><td>⑥バネジクの変形</td><td></td><td>・曲り等の変形のないこと。</td><td>バネジクを交換する。</td></tr>
<tr><td>⑦キリカエバネの変形</td><td></td><td>・寸法Ｌが基準値より圧縮変形していないこと。
<table>
<tr><th>定格荷重(t)</th><th>基準
L(mm)</th></tr>
<tr><td>0.8･1.0</td><td rowspan="3">37</td></tr>
<tr><td>1.6</td></tr>
<tr><td>2.5</td></tr>
<tr><td>3.2･6.3･9</td><td>42</td></tr>
</table></td><td>キリカエバネを交換する。</td></tr>
<tr><td>⑧ブレーキバネの変形</td><td></td><td>・寸法ℓが圧縮変形していないこと。
・α角が大きく変化していないこと
<table>
<tr><th rowspan="2">定格荷重(t)</th><th>ℓ寸法(mm)</th><th colspan="2">α角度(°)</th></tr>
<tr><th>基準</th><th>基準</th><th>限界</th></tr>
<tr><td>0.8･1.0</td><td rowspan="3">36</td><td rowspan="3">30</td><td rowspan="3">45</td></tr>
<tr><td>1.6</td></tr>
<tr><td>2.5</td></tr>
<tr><td>3.2･6.3･9</td><td>40</td><td>25</td><td>40</td></tr>
</table></td><td>ブレーキバネを交換する。</td></tr>
<tr><td>⑨ユーテンバネの変形</td><td></td><td>・寸法ℓが限界値以上であること。
・α角が大きく変化していないこと
<table>
<tr><th rowspan="2">定格荷重(t)</th><th colspan="2">ℓ寸法(mm)</th><th colspan="2">α角度(°)</th></tr>
<tr><th>基準</th><th>限界</th><th>基準</th><th>限界</th></tr>
<tr><td>0.8･1.0</td><td rowspan="3">66</td><td rowspan="3">59</td><td rowspan="3">180</td><td rowspan="3">165</td></tr>
<tr><td>1.6</td></tr>
<tr><td>2.5</td></tr>
<tr><td>3.2･6.3･9</td><td>71</td><td>64</td><td>180</td><td>165</td></tr>
</table></td><td>ユーテンバネを交換する。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>項　目</th><th>点 検 方 法</th><th>使 用 限 界 及 び 判 定 基 準</th><th>対 処 方 法</th></tr>
<tr><td>7. ボディ</td><td>ー目視＆ノギス測定ー
</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>①フレームA＆B
・ステイボルト
・ツナギジク用
軸受穴
・ツメジク</td><td>（軽く叩いてみる）</td><td>・ 大きく変形したり、著しいキズのないこと。
・ 緊定のゆるみがないこと。
・ 溶接部にき裂がないこと。
・ a、b寸法の差が 0.5mm 以内であること。
・ 軸受用の穴が変形していないこと。</td><td>異常のある部品を交換する。</td></tr>
<tr><td>②ギヤケースの
変形・キズ</td><td></td><td>・ 大きく変形したり著しいキズのないこと。
・ ギヤ＃2、ピニオン軸受用の穴に変形・ガタがないこと。</td><td>ギヤケースを交換する。</td></tr>
<tr><td>③ツナギジクの
変形・摩耗</td><td>
（d 寸法を測定）</td><td>・ 目視で変形が明らかなものは使用限界。
<table>
<tr><th rowspan="2">定格荷重(t)</th><th colspan="2">d(mm)</th></tr>
<tr><th>基準</th><th>限界</th></tr>
<tr><td>0.8・1.0</td><td rowspan="2">12</td><td rowspan="2">11.4</td></tr>
<tr><td>1.6</td></tr>
<tr><td>2.5</td><td>14</td><td>13.3</td></tr>
<tr><td>3.2・6.3・9</td><td>16</td><td>15.2</td></tr>
</table></td><td>ツナギジクを
を交換する。</td></tr>
<tr><td>8. その他</td><td>ー目視ー
</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>①ストリッパの変形</td><td></td><td>・ 先端が潰れたり、変形していないこと。</td><td>ストリッパを交換する。</td></tr>
<tr><td>②クサリトメリンクの変形</td><td></td><td>・ リンクが開いたり、著しく変形していないこと。
<table>
<tr><td>定格荷重(t)</td><td>0.8</td><td>1、1.6、2.5、3.2、6.3、9</td></tr>
<tr><td>スキマ(mm)</td><td>1±1</td><td>2±1</td></tr>
</table>
・ロードチェーンの無負荷側端末より 2 リンク目にとりつけられていること。</td><td>クサリトメリンクを交換する。</td></tr>
<tr><td>③クサリガイドの
変形</td><td></td><td>・ 一部が潰れたり、著しく変形していないこと。</td><td>クサリガイドを
を交換する。</td></tr>
</table>

項　目	点検方法	使用限界及び判定基準	対処方法
9. テスト		**各部の点検が終了したら、分解組立マニュアルに従い再組立してください。**	
①無負荷テスト	巻上げ・巻下げ操作をを数回繰り返す。	・ レバーが軽く操作できること。	
1)巻上げ	キリカエツマミを"UP"に合わせた状態で、フック側チェーンを片手で軽く引張りながら、もう一方の手で巻上げ操作を行う。	・ 巻上げ時も、レバーを戻す時も「カチカチ」と鳴ること。	正常に組み立てられているか、分解して点検する。
2)巻下げ	キリカエツマミを"DN"に合わせた状態で、フック側チェーンを片手で軽く引張りながら、もう一方の手で巻下げ操作を行う。	・ 巻下げ時には音がしないこと。 ・ レバーを戻す時には「カチカチ」と鳴ること。	正常に組み立てられているか、分解して点検する。
3)遊転機能	キリカエツマミを"N"に合わせユーテンニギリを引き上げ、遊転状態にして、チェーン長さを調整してみる。	・ チェーン長さがスムーズに調整できること。	正常に組み立てられているか、分解して点検する。
②定格荷重テスト	**定格荷重**をつり、20～30cm上げ下げする。 **「1. 機能」の項目により実施する。**	**「1. 機能」の項目により実施すること。**	**「1. 機能」の項目により実施する。**

キトーL5 形レバーブロック
定期点検チェックシート（月例）

機　種	定格荷重	Model Lot №.	貴社管理№.	設置年月日	設置場所

このチェックシートはキトーの L5 形レバーブロック取扱説明書/定期点検基準マニュアルをベースとした標準サンプルです。お客様の使用環境・条件に適した点検項目を決めてください。点検結果〝異常有り″と判断された製品は絶対使用しないこと。ただちに保守管理者に修理をたのむか、キトーにご相談ください。

■点検結果表示例：○＝良好、△＝次回交換（調整）、×＝異常有り交換（調整）を要す。

対象	区分	点　検　項　目	点検実施年月日					
月例点検	外観	ネームプレート（日常点検より）						
		ボディ・その他外観（日常点検より）						
		グリップ・クミネジの緩み、脱落（日常点検より）						
	機能	異常音						
		手動力						
		ブレーキ						
	フック	口の開き						
		摩　耗						
		変形・キズ						
		フックの動き						
		フックラッチ						
		アイドルシーブの動き						
		アイドルシーブの摩耗・キズ						
	ロードチェーン	ねじれ・トンボ（日常点検より）						
		塗油状況（日常点検より）						
		摩　耗						
		腐食（錆）						
		スパッタの付着						

実　行	点 検 者						
チェック	保守管理責任者						

キトーL5形レバーブロック
定期点検チェックシート（年次）

機　種	定格荷重	Model Lot №.	貴社管理№.	設置年月日	設置場所

このチェックシートはキトーのL5形レバーブロック取扱説明書/定期点検基準マニュアルをベースとした標準サンプルです。お客様の使用環境・条件に適した点検項目を決めてください。点検結果〝異常有り″と判断された製品は絶対使用しないこと。ただちに保守管理者に修理をたのむか、キトーにご相談ください。

■点検結果表示例：○＝良好、△＝次回交換（調整）、×＝異常有り交換（調整）を要す。

対象	区分	点　検　項　目	点 検 実 施 年 月 日					
年次点検	クサリピン	変形・キズ						
		変　形						
		摩　耗						
		腐食（錆）						
		上下カナグ結合用穴の変形						
	ブレーキ機構	ブレーキ面の摩耗・キズ						
		ブレーキバンの摩耗・割れ						
		ツメグルマブッシュの摩耗						
		ツメグルマブッシュの含油						
		ツメグルマの摩耗						
		ツメの摩耗						
		ツメバネの変形・キズ						
		メネジの変形						
		腐食（錆）						
	巻き上げ機構	ロードシーブの摩耗・キズ						
		ギヤ歯部の摩耗・キズ						
		ピニオンの変形						
		レバーの変形						
		キリカエツメの摩耗						
		バネジクの変形						
		ブレーキバネの変形						
		ユーテンバネの変形						
	ボディ	フレームＡ＆Ｂの変形・キズ						
		（ステイボルトのゆるみ・ツナギジク用軸受穴の変形）						
		ギヤケースの変形・キズ						
		ツナギジクの変形・摩耗						
	その他	ストリッパの変形						
		クサリトメリンクの変形						
		クサリガイドの変形						
	テスト	無負荷機能テスト						
		定格荷重テスト						

実　行	点 検 者						
チェック	保守管理責任者						

全国キトーサービスネットワーク

北海道	大栄電機㈱	〒040-0061	函館市海岸町 17-21	0138 42-1594
	㈱伊藤機械製作所	〒007-0825	札幌市東区東雁来 5 条 1-3-6	011 784-3633
	㈱坂野電機工業所	〒090-0046	北見市北 6 条西 6-4	0157 23-7561
	㈲水野電機	〒070-0036	旭川市六条通 15-左 6	0166 23-4562
	㈲竹内電機商会	〒079-8431	旭川市永山町八条 1-1-11	0166 24-7799
	㈱ＴＳ電機工作所	〒080-0801	帯広市東一条南 7-9	0155 23-4768
	㈲エスティテクノス	〒085-0803	釧路市春採 8-4-18	0154 92-3000
東北	㈱山内電機商会	〒965-0044	会津若松市七日町 11-4	0242 22-5777
	㈲新栄電機工業	〒962-0001	須賀川市大字森宿字安積田 177-17	0248 72-2195
	㈲須賀電機	〒983-0034	仙台市宮城野区扇町 5-9-20	022 232-5404
	㈱ムトー電機	〒986-0873	石巻市山下町 2-5-1	0225 95-4433
	㈱佐々木電機本店	〒020-0878	盛岡市津志田町 1-1-50	0196 36-3268
	㈱八戸鉄工所	〒039-1161	八戸市大字河原木字北沼 15-7	0178 28-3830
	㈲山徳佐々木電機商会	〒030-0901	青森市港町 1-13-13	0177 41-0287
	㈲穴山電機工業所	〒011-0946	秋田市土崎港中央 2-9-28	0188 45-1434
	㈱朝倉電機	〒990-0821	山形市北町 1-4-1	0236 81-7327
	合資)山形電機新庄工業所	〒996-0032	新庄市上金沢町 4-7	0233 22-4127
関東	三幸㈱	〒316-0005	日立市助川町 2824-35 日立中央流通団地	0294 23-8553
	東興機械工業㈱	〒319-1112	那珂郡東海村大字村松 263-6	029 282-1434
	三幸㈱(下妻工場)	〒300-0000	結城市八千代町川尻 785-3	0296 48-1672
	㈲ｴﾑ･ｴﾑ･ﾕｰｻｰﾋﾞｽ	〒307-0001	結城市大字結城 12170-7	0296 32-3120
	㈱シイネｸﾚｰﾝﾃｸﾆｶﾙ	〒300-0007	土浦市板谷 1-710-38	0298 31-2792
	㈲鈴木電気商会	〒320-0037	宇都宮市清住 2-6-9	028 622-5952
	㈲小林電機工業所	〒372-0026	伊勢崎市宮前町 144	0270 25-1914
	中山電機㈱	〒370-0046	高崎市江木町 1019-1	0273 22-6156
	㈱笠井電機(高崎事業所)	〒370-0018	高崎市新保町 198	0273 52-7117
	㈱笠井電機(館林出張所)	〒370-0041	館林市富士原町富士西 1182-1	0276 74-5417
	㈲光電気	〒378-0056	沼田市高橋場町 4640-5	0278 23-3912
	㈱奈良電器	〒360-0024	熊谷市問屋町 3-4-19	0485 24-5566
	㈱笠井電機	〒365-0051	鴻巣市大字宮前 599-2	0485 96-1771
	㈲三幸クレーン	350-0804	鶴ヶ島市大字三ツ木 383-15	0492-32-2771
	㈲三幸ホイスト	〒175-0084	板橋区四葉 2-28-14	03-5383-3251
	㈱根本電機工業(埼玉ｻｰﾋﾞｽ)	〒340-0055	草加市清門町 15	0489 42-1250
	㈱根本電機工業	〒130-0014	墨田区亀沢 4-20-8	03 3623-5512
	㈲伊藤電機工業所	〒133-0061	江戸川区篠崎町 7-23-17	03 3679-2235
	㈲福田電機工業	〒143-0012	大田区大森東 1-15-8	03 3762-6871
	㈲森電機製作所	〒143-0012	大田区大森東 5-27-2	03 3766-7700
	富士サービス工業㈱	〒187-0031	小平市小川東町 5-16-8	0423 45-1800
	㈲裕ｴﾝｼﾞﾆｱﾘﾝｸﾞｻｰﾋﾞｽ	〒183-0053	府中市天神町 3-16-2 パレススメール A－305	0423 69-8086
	㈲藤原電機製作所	〒192-0041	八王子市中野上町 4-24-6	0426 25-5390
	㈲西東京ｸﾚｰﾝﾜﾀﾅﾍﾞ	〒193-0826	八王子市元八王子町 3-2972-8	0426 63-4579
	小松電機工業㈱	〒262-0012	千葉市花見川区千種町 49-13	043 259-4559
	㈲伊藤電機工業所(千葉工場)	〒262-0011	千葉市花見川区三角町 116	043 259-9041
	㈱天昌機電社	〒299-1147	君津市人見 1181	0439 55-5512
	㈱天昌機電社(市原事業所)	〒290-0043	市原市出津西 1-2-44	0436 23-1088
	㈱長誠ｸﾚｰﾝｻｰﾋﾞｽ	〒293-0024	富津市篠部 1519-1	0439 87-5311
	㈱日興工機	〒210-0023	川崎市川崎区小川町 19-1	044 211-0331
	㈲フチベ電機工業	〒211-0012	川崎市中原北谷町 95-43	044 542-5595
	浪速産業㈱	〒236-0051	横浜市金沢区福浦 2-1-17	045 791-5651
	㈲コバメンテナンス	〒223-0056	横浜市港北区新吉田町 5630-8	045 592-7275
	渋川クレーンサービス	〒242-0016	大和市大和南 2-8-32	0462 64-2210
	㈲斉藤ｴﾝｼﾞﾆｱﾘﾝｸﾞ	〒243-0036	厚木市長谷 1391-7	0462 50-3787
信越	㈲大和電機工業	〒950-0812	新潟市豊 2-3-30	025 273-7177
	㈲機器新潟サービス	〒950-2034	新潟市新田 516-2	025 262-0050
	㈱イートラスト	〒940-0871	長岡市北陽 1-53-54	0258 21-2539
	柏崎電工㈱	〒945-0032	柏崎市田塚 3-1-32	0257 23-1331
	㈱サトーメック	〒942-0061	上越市春日新田 1-6-18	0255 43-2469
	㈱竹村電機	〒381-0024	長野市南長池 449	026 241-4112
	中村ジャッキ	〒390-1243	松本市神林 3939-1	0263 26-8863
	㈲芝野電機	〒394-0028	岡谷市本町 4-1-16	0266 22-2086
	遠山電機サービス	〒400-0851	甲府市住吉 2-6-16	055 235-0032
	高橋電設	〒400-0851	甲府市住吉 1-17-1	055 222-8986
東海	誠電機商会	〒410-0814	沼津市玉江町 3-7	0559 32-4395
	望月電機工業㈱	〒417-0061	富士市伝法 1242-4	0545 52-2058
	㈱田中工機	〒417-0002	富士市依田橋字江堀 310-3	0545 32-2173
	駿河機工	〒424-0066	清水市七ﾂ新屋 513-1	0543 45-2906
	㈱ＫＤＫ	〒433-8116	浜松市西丘町 1013	053 438-2330
	㈲上当電機工業所	〒410-1103	裾野市葛山 1104	055 997-1623
	田中クレーンサービス	〒440-0836	豊橋市飯村南 2-19-13	0532 61-6705
	㈱エスディケイ	〒441-8019	豊橋市花田町越水 6	0532 31-9325
	㈲山田電設	〒444-0933	岡崎市渡町大榎 106	0564 33-6250
	神星電機㈱	〒448-0033	刈谷市丸田町 3-21	0566 21-1714
	東海ホイスト工業㈱	〒474-0051	大府市大府町原 48-2	0562 48-2191
	㈲名古屋ﾎｲｽﾄ工業所	〒457-0012	名古屋市天白区笹原町 307	052 846-2620
	㈱後藤電機製作所	〒491-0135	一宮市大字光明寺字南方 11-1	0586 51-8861
	シノブｴﾝｼﾞﾆｱﾘﾝｸﾞ㈱	〒492-8255	稲沢市附島町西浦 29-1	0587 35-2400
	正栄電機㈱	〒509-7200	恵那市長島町永田字城ｹ洞 307-136	0573 26-2324
	㈱ホクテック	〒512-8017	四日市市平町 19-8	0593 65-6226
	㈲オザワ	〒514-1101	久居市明神町 1490-17	0592 56-4679
北陸	㈱森山電機製作所	〒930-0021	富山市今木町 1-1	0764 41-2856
	㈱金沢ホイスト	〒924-0841	松任市平松町 329-22	076 276-4646
	㈲北陸ﾎｲｽﾄｻｰﾋﾞｽ	〒910-0039	福井市三ｯ屋町 13-11-2	0776 22-5437
近畿	㈱彦根電機製作所	〒522-0053	彦根市大藪町 20-22	0749 22-1654
	㈲明阪ﾎｲｽﾄｻｰﾋﾞｽ	〒573-0121	枚方市津田北町 2-34-12	072 858-2373
	阪神重電サービス	〒572-0071	寝屋川市豊里町 6-5	072 832-7650
	㈲白崎電工	〒571-0044	門真市松生町 3-4	06 6908-2812
	安治川電機工業㈱	〒550-0025	大阪市西区九条南 2-28-13	06 6582-5173
	㈲共立電機製作所	〒578-0984	東大阪市菱江 3-11-31	0729 61-4690
	㈲共栄ｴﾝｼﾞﾆｱﾘﾝｸﾞ	〒576-0051	交野市倉治 3-27-6	072 892-8660
	㈲浜田電機工	〒590-0504	泉南市信達市場 396-2	0724 82-5773
	㈲前田電機工業所	〒640-8115	和歌山市東紺屋町 21	0734 24-4404
	㈲ハマヤｴﾝｼﾞﾆｱﾘﾝｸﾞ	〒665-0825	宝塚市安倉西 4-608-2	0797 85-1588
	㈲阿江電機	〒677-0017	西脇市小坂町字川原 37-72	0795 22-7394
	㈲大畑電機	〒671-2572	兵庫県宍粟郡山崎町庄能 406	0790 62-2049
中国	東洋電動工事㈱	〒702-8024	岡山市浦安南町 565-1	086 263-0114
	㈲田口工業所	〒708-1125	津山市高野本郷 858	0868 26-2620
	㈲門永鉄工所	〒684-0034	境港市昭和町 5-23	0859 44-6200
	西村電機工業㈲	〒680-0921	鳥取市古海 505 番地	0857 29-5556
	㈲ハマ電機	〒693-0005	出雲市天神町 188-1	0853 22-7226
	橘高工業㈱	〒720-0841	福山市津之郷町大字津之郷 62-1	0849 51-2828
	㈲呉港電機工業所	〒737-0823	呉市海岸 1-1-3	0823 25-5555
	中松電機工業㈱	〒734-0004	広島市南区宇品神田 4-9-19	082 254-1222
	中平電機工業㈱	〒729-2403	豊田郡安芸津町大字風早 3164-4	0846 45-2832
	前田物産	〒740-0004	岩国市昭和町 1-14-5	0827 22-4579
	二葉電工㈱	〒745-0802	徳山市大字栗屋 766	0834 25-1065
	三島工業㈱	〒759-0204	宇部市大字妻崎関作 719-3	0836 41-7358
	㈱ｸﾚｰﾝﾒﾝﾃｯｸ(下関営業所)	〒750-0081	下関市彦島角倉町 1-9-7	0832 67-8831
四国	㈲制御設計	〒760-0008	高松市中野町 13-3	0878 35-1171
	丸昌㈱	〒761-8076	高松市多肥上町 2048-8	0878 88-0880
	㈲橋本利電業社	〒770-0053	徳島市南島田町 2-68-2	0886 31-9203
	㈲細川電機商会	〒780-0066	高知市比島町 3-20-2	0888 73-3910
	佐藤電機工業所	〒792-0050	新居浜市萩生 443-1	0897 41-5025
	㈲近藤電機	〒790-0056	松山市土居田町 330	089 973-2888
九州	㈱クレーンメンテック	〒803-0801	北九州市小倉北区西港町 63-3	093 561-1454
	㈲田中電機製作所	〒812-0041	福岡市博多区吉塚 8-7-35	092 621-8614
	共栄電機	〒846-0031	多久市北多久町大字小侍 2010-3	0952 75-6602
	大機工業㈱	〒850-0035	長崎市元船町 11-6	0958 26-5385
	㈲竹崎電機工業所	〒860-0876	熊本市麻生田 3-11-7	096 338-8254
	野田電機工業㈱	〒870-0108	大分市三佐 6-2-68	0975 21-6190
	㈲知花機械工業	〒880-0035	宮崎市下北方町台木 719	0985 24-2020
	㈱協立電機製作所	〒891-0132	鹿児島市七ッ島 1-3-5	099 262-1661
	㈲日昇ｴﾝｼﾞﾆｱｻｰﾋﾞｽ	〒901-2122	浦添市勢理客 4-9-17	098 879-1035
	エレクテス㈱	〒857-0115	佐世保市柚木元町 2673-10	0956 41-6717